



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月5日火曜日 第1818号

◇ 目 次 ◇
告 示

不健全な図書類等の指定.....1017
 医療機関の指定.....1018
 指定医療機関の名称の変更.....1018
 指定医療機関の所在地名の変更.....1018
 指定医療機関の廃止の届出.....1019
 介護機関(居宅介護事業者)の指定.....1019
 介護機関(居宅介護支援事業者)の指定.....1019
 介護機関(介護予防事業者)の指定.....1019
 医療機関の指定.....1020
 指定医療機関の廃止の届出.....1020
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....1020
 肥料登録有効期間の更新.....1020
 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....1021

建設業者の許可の取消し.....1022
 道路の区域変更(県道今治波方港線).....1023
 道路の供用開始(県道今治波方港線).....1023
 道路の区域変更(県道玉川菊間線).....1024
 道路の区域変更(県道池田中山線).....1024
 道路の供用開始(").....1024
 道路の供用開始(一般国道197号).....1024
 都市計画の変更案の縦覧.....1025
 道路の位置の指定.....1025

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1025

監 査 公 表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....1025

告 示

○愛媛県告示第1707号

愛媛県青少年保護条例(昭和42年愛媛県条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

図書類等

| 種 別 | 番 号 | 名 称 | 号別又は発行年月日 | 発 行 者 | 諮 問 の 理 由 |
|-----|--------|----------------------|------------|------------|-----------------------------------|
| 雑 誌 | 18 061 | ニャン2倶楽部 素人マニア撮影スペシャル | 11月号増刊 | (株)コアマガジン | 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| " | 18 062 | メイド in japan | 12月号増刊 | (有)光彩書房 | |
| " | 18 063 | ナマしてッ!!いいよ♥ | 12月号 | マイウェイ出版(株) | |
| " | 18 064 | アップル写真館U-15 | V O L . 14 | (株)大洋図書 | |
| " | 18 065 | アップル写真館 | 12月号 | (株)大洋図書 | |
| " | 18 066 | 隣人の妻 | 1月号 | (株)司書房 | |
| " | 18 067 | コミックアムール | 12月号 | (株)サン出版 | |
| " | 18 068 | レディースコミック・タブー | 12月号 | 三和出版(株) | |
| " | 18 069 | 愛の体験 Specialデラックス | 12月号 | (株)竹書房 | |
| " | 18 070 | COMIC RIN | 12月号増刊 | (株)茜新社 | |
| " | 18 071 | 漫画美熟女物語 | 12月号 | (株)大洋書房 | |
| " | 18 072 | COMIC メガプラス Vol.38 | 12月号増刊 | (株)コアマガジン | |

| | | | | |
|------------|--------|---------------------|-----------------|-------------------|
| ビデオ テープ | 18 073 | 完全素人過激生本番④ サチ18才 | KN - 04 | 全 国 素 人 協 会 |
| " | 18 074 | 初脱ぎ いまどきのセレブ娘4 | TRO - 04 | ド ラ キ ュ ラ |
| " | 18 075 | 人妻のくびれた腰に舌を這わせる | HVTK - 02 | 極 妻 会 |
| " | 18 076 | プニプニしょーじょ3 | PITC - 03 | コ - ジ イ |
| " | 18 077 | 横浜! 中区在住娘18才の穴 | OUA - 12 | ス カ イ ア - ク |
| " | 18 078 | 若妻淫乱交尾 若妻限定 | WHC - 1 | B A K U T O |
| DVD | 18 079 | 家庭教師は女子高生 有希りか | GRDV - 031 | ク リ ス タ ル 映 像 (株) |
| " | 18 080 | 萌え~♥イジられるの大好き! 乙音奈々 | HODV - 20388 | h . m . p (株) |

○愛媛県告示第1708号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所在地 | 指 定 年 月 日 |
|---------|----------------|-------------------|----------------|
| 高橋歯科医院 | 医療法人高興会 | 上浮穴郡久万高原町久万338番地2 | 平成18年 1月1日 |
| 高橋医院 | 高橋悦司 | 喜多郡内子町五十崎甲1125番地 | 平成18年 4月10日 |

| | | | |
|------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 小田歯科診療所 | 大久保 忠 教 | 喜多郡内子町小田82番地 | 平成18年 10月1日 |
| ごう歯科医院 | 小 林 英 樹 | 今治市郷六ヶ内町三丁目3-6 | 平成18年 11月1日 |
| 睦美歯科医院 | 是 澤 政 勝 | 宇和島市恵美須町二丁目5番8号 | 平成18年 10月1日 |
| ヒアサ薬局壬生川店 | 有限会社 ヒアサ薬局 | 西条市周布486番地4 | 平成18年 11月1日 |
| ハロー歯科クリニック | 上 田 祐 司 | 大洲市東大洲1649-1 | 平成18年 10月17日 |
| すいは薬局 | 株式会社 スエトップ | 四国中央市中之庄町284-1 | 平成18年 10月23日 |

○愛媛県告示第1709号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 医 療 機 関 の 名 称 | | 開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称 | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|---------------|-----------------|------------------------|--------------|-----------|
| 旧 | 新 | | | |
| 萩山医院 | 萩山医院寿レディースクリニック | 医療法人萩山会 | 宇和島市寿町一丁目4-5 | 平成18年2月1日 |
| 植木整形外科医院 | 植木整形外科 | 植 木 隆 平 | 宇和島市堀端町2-5 | 平成18年4月1日 |

○愛媛県告示第1710号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 医 療 機 関 の 名 称 | 開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称 | 所 在 地 名 | | 変 更 年 月 日 |
|---------------|------------------------|------------------|----------------|------------|
| | | 旧 | 新 | |
| 財団法人正光会平山診療所 | 財団法人正光会 | 南宇和郡愛南町御荘平山848番地 | 南宇和郡愛南町御荘平山7番地 | 平成18年3月31日 |

○愛媛県告示第1711号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 又は名称 | 所在地 | 廃止 年月日 |
|---------|----------------|-------------------|---------------|
| 高橋歯科医院 | 高橋 宙 丈 | 上浮穴郡久万高原町久万338番地2 | 平成18年 1月1日 |
| 二神薬局 | 二神 享 子 | 伊予郡松前町出作185 | 平成18年 5月1日 |

| | | | |
|-------------------------|-----------------|------------------|----------------|
| 高橋 医 院 | 高橋 卓 三 | 喜多郡内子町五十崎甲1125番地 | 平成18年 4月10日 |
| 内子町立小田歯 科診療所 | 内 子 町 | 喜多郡内子町小田82番地 | 平成18年 10月1日 |
| 高 島 医 院 | 高 島 康 美 | 北宇和郡鬼北町大字下鍵山152 | 平成18年 5月1日 |
| 医療法人社団温 和会中山記念病 院 | 医療法人社団 温 和 会 | 今治市南宝来町二丁目2番地5 | 平成18年 7月1日 |
| 睦美歯科医院 | 是 澤 宣 勝 | 宇和島市恵美須町二丁目5番8号 | 平成18年 10月1日 |

○愛媛県告示第1712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅 介護事業者） の 名 称 | 主たる事務所の 所 在 地 | 居宅介護事業を行う事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 高橋悦司 | 喜多郡内子町五十崎甲1125番地 | 高橋医院 | 喜多郡内子町五十崎甲1125番地 | 平成18年4月10日 |
| 西村藤夫 | 八幡浜市沖新田1510番139 | にしむら整形外科 | 八幡浜市沖新田1510番139 | 平成18年10月1日 |
| 株式会社新風会 | 大洲市徳森字野田1477番地1 | デイサービスセンター龍星 | 大洲市柚木字王子ヶ平587番地1 | 平成18年10月11日 |
| 株式会社新風会 | 大洲市徳森字野田1477番地1 | グループホーム龍星 | 大洲市柚木字王子ヶ平587番地1 | 平成18年10月11日 |

○愛媛県告示第1713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（居宅 介護支援事業者） の 名 称 | 主たる事務所の 所 在 地 | 居宅介護支援事業を行う事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|---------------------------------|------------------|--------------------------|------------------|------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 有限会社愛ミング・ケアセンター | 南宇和郡愛南町御荘菊川283番地 | 有限会社愛ミング・ケアセンター居宅介護支援事業所 | 南宇和郡愛南町御荘菊川283番地 | 平成18年10月1日 |

○愛媛県告示第1714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 介護機関（介護 予防事業者） の 名 称 | 主たる事務所の 所 在 地 | 介護予防事業を行う事業所 | | 指 定 年 月 日 |
|-------------------------------|------------------|--------------|------------------|------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 高橋悦司 | 喜多郡内子町五十崎甲1125番地 | 高橋医院 | 喜多郡内子町五十崎甲1125番地 | 平成18年4月10日 |
| 西村藤夫 | 八幡浜市沖新田1510番139 | にしむら整形外科 | 八幡浜市沖新田1510番139 | 平成18年10月1日 |

| | | | | |
|---------|------------------|--------------|----------------------|-----------|
| 株式会社新風会 | 大洲市徳森字野田1477番地 1 | デイサービスセンター龍星 | 大洲市柚木字王子ヶ平587番地 1 | 平成19年4月1日 |
| 株式会社新風会 | 大洲市徳森字野田1477番地 1 | グループホーム龍星 | 大洲市柚木字王子ヶ平587番地 1 | 平成19年4月1日 |

○愛媛県告示第1715号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 指 定 番 号 | 開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称 | 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|------------|------------------------|----------------------|------------------------|-----------------|
| 2771 | 福 崎 良 | キッズクリニックババ | 西条市周布486 - 3 | 平成18年 11月15日 |
| 10661 | 有限会社 まつもと調剤薬 局 | 有限会社 まつもと調剤薬 局 | 八幡浜市大平1番耕 地774 - 6 | 平成18年 10月5日 |
| 10662 | 有限会社薬寿 | かもめ調剤薬局 | 八幡浜市字沖新田15 10 - 164 | 平成18年 10月5日 |
| 10663 | 有限会社 ヒアサ薬局 | ヒアサ薬局壬生 川店 | 西条市周布486 - 4 | 平成18年 10月20日 |

○愛媛県告示第1716号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 指 定 番 号 | 開 設 者 の 氏 名 又 は 名 称 | 名 称 | 所 在 地 | 廃 止 年 月 日 |
|------------|------------------------|--------------|-----------------------|----------------|
| 1397 | 久 米 隆 夫 | 久 米 医 院 | 西条市大町712 - 2 | 平成18年 3月31日 |
| 10604 | 松 本 充 子 | まつもと調剤薬 局 | 八幡浜市大平1番耕 地774 - 6 | 平成16年 11月7日 |

○愛媛県告示第1717号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更する 年 月 日 | 届 出 年 月 日 |
|------------|------------------|-------------------------|--------------------|------------------|----------------|-----------------|
| ダイキ北条店 | 松山市北条辻410番1 外 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 | 午後9時 | 午後9時45分 | 平成18年 12月1日 | 平成18年 11月21日 |
| | | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前7時30分から午後9時30分まで | 午前7時30分から午後10時まで | | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1718号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成18年12月5日

| | | | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|---------------------|
| 登録有効期限 | 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) | その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
| 平成24年12月15日 | 愛媛県第1210号 | 炭酸カルシウム肥料 | くみあい粒状苦土炭 | アルカリ分53.0 | 公定規格のとおり | 宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野 |

| | | |
|-------|-------------------------|------------|
| 酸石灰1号 | 可溶性苦土15.0 内く溶性苦土10.0 | 村町野村5号11番地 |
|-------|-------------------------|------------|

○愛媛県告示第1719号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成18年11月22日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | 改 正 前 | | | | |
|---|--|---|---|---|---|---|---|--|---|
| (利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率) | | | | | (利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率) | | | | |
| 第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | | | 第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | | |
| 漁業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | | | 漁業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | | |
| | 法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。) | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | | 法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号に掲げる者(漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に限る。) | 法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。) | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 |

| | | 場合 | | る団 体を 除く。) | 除く。) |
|--|---------|-------|---------|----------------------|----------------------|
| | | | | に貸 し付 ける 場合 | に貸 し付 ける 場合 |
| 1・2 省略 | | | | | |
| 3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。） | 年1分2厘5毛 | 年1分5毛 | 年1分2厘5毛 | 年4厘 | 年4厘 |
| 4～6 省略 | | | | | |
| 7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金 | | | 同上 | 年4厘 | 年4厘 |
| 8 省略 | | | | | |

○愛媛県告示第1720号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 許可番号 | 許可年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取消年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因となった事実 |
|----------------|-------------|--------------|-------|------------------|-------------|---------------------------------------|--------------|
| (般-17)第3410号 | 平成17年8月1日 | (株)大石企画 | 大石千代子 | 松山市溝辺町甲145 | 平成18年10月2日 | さく井工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-14)第8444号 | 平成14年9月14日 | 川口組 | 川口 時夫 | 八幡浜市松柏乙388-4 | 平成18年10月2日 | 土木工事業 大工工事業 とび・土工工事業 | 建設業の廃止(法人成り) |
| (般-16)第2969号 | 平成17年3月22日 | (株)河本晃工務店 | 小谷 泰 | 松山市来住町631-1 | 平成18年10月3日 | 土木工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-13)第12524号 | 平成14年1月17日 | (有)麻生電機 | 麻生 英夫 | 松山市太山寺町1344-1 | 平成18年10月3日 | 電気工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-16)第15717号 | 平成17年3月17日 | 村田興業 | 村田 芳章 | 伊予市下吾川1715-9 | 平成18年10月4日 | とび・土工工事業 | 建設業の廃止(法人成り) |
| (特-13)第397号 | 平成13年11月24日 | 松山北興建設(株) | 岡 誠 | 松山市志津川町103-1 | 平成18年10月10日 | 造園工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-16)第2607号 | 平成17年1月5日 | (株)山岡組 | 山岡 保利 | 今治市玉川町長谷甲952 | 平成18年10月10日 | 管工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-14)第11531号 | 平成14年5月25日 | (有)ヒウチ建工 | 横内 克昌 | 四国中央市金田町金川1128-4 | 平成18年10月10日 | 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-14)第4610号 | 平成14年4月26日 | (株)丸光 | 田中 正清 | 松山市和気町1-9-2 | 平成18年10月11日 | 熱絶縁工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-18)第6190号 | 平成18年6月24日 | 丹下建設(株) | 丹下 英介 | 東温市南方906-2 | 平成18年10月11日 | 管工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-13)第11312号 | 平成13年10月17日 | (有)幸水道 | 仁木 豊 | 四国中央市中之庄町1321-1 | 平成18年10月16日 | 管工事業 水道施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般・特-17)第7538号 | 平成18年3月10日 | 大隅建設(株) | 大隅 利一 | 大洲市徳森2217-18 | 平成18年10月24日 | 土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-14)第15153号 | 平成14年10月11日 | (株)清水建設 | 清水 信利 | 喜多郡内子町寺村253-1 | 平成18年10月25日 | 土木工事業 | 建設業の廃止 |
| (般-13)第9420号 | 平成14年3月27日 | (有)小野建設 | 小野 仁 | 松山市来住町1310-1 | 平成18年10月26日 | 建築工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-13)第12453号 | 平成13年11月1日 | (有)山周建設 | 山口周太郎 | 松山市西垣生町2206 | 平成18年10月30日 | 管工事業 造園工事業 | 建設業の廃止(一部) |
| (般-17)第8908号 | 平成17年10月26日 | (有)西部興産 | 御手洗 安 | 今治市大西町九王甲996 | 平成18年10月31日 | 土木工事業 とび・土工工事業 しゅんせつ工事業 | 建設業の廃止 |
| (特-15)第13705号 | 平成15年12月15日 | (株)ニューフロンティア | 宇都宮一三 | 松山市宮西2-3-7 | 平成18年10月31日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第1721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷地の員幅 | 延長 | 備考 |
|-------|--------|---------------------------------------|------|------------------|-----------------|----|
| 県道 | 今治波方港線 | 今治市東村四丁目甲458番1地先から 同市東村四丁目甲700番6まで | 旧 | メートル 8.1~23.8 | キロメートル 0.318 | |
| | | | 新 | 16.5~24.2 | 0.318 | |

○愛媛県告示第1722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|-------------------------------------|------------|
| 県道 | 今治波方港線 | 今治市東村二丁目甲726番7から 同市東村二丁目甲701番8まで | 平成18年12月5日 |

○愛媛県告示第1723号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷地の員 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|--------------------------------|------|------------------|-----------------|----|
| 県道 | 玉川菊間線 | 今治市菊間町松尾721番3から 同町松尾713番2まで | 旧 | メートル 6.2～23.8 | キロメートル 0.129 | |
| | | | 新 | 8.6～32.2 | 0.129 | |

○愛媛県告示第1724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 旧・新別 | 敷地の員 | 延長 | 備考 |
|-------|-------|------------------------------------|------|------------------|-----------------|----|
| 県道 | 池田中山線 | 喜多郡内子町大瀬南19番1地先から 同町大瀬南19番6まで | 旧 | メートル 7.5～30.0 | キロメートル 0.033 | |
| | | | 新 | 28.0～32.0 | 0.033 | |
| " | " | 喜多郡内子町大瀬南303番地先から 同町大瀬南313番地先まで | 旧 | 5.0～6.0 | 0.051 | |
| | | | 新 | 6.0～16.0 | 0.051 | |

○愛媛県告示第1725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|-------|------------------------------------|------------|
| 県道 | 池田中山線 | 喜多郡内子町大瀬南19番6 | 平成18年12月5日 |
| " | " | 喜多郡内子町大瀬南303番地先から 同町大瀬南313番地先まで | " |

○愛媛県告示第1726号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-------|------|--|------------|
| 一般国道 | 197号 | 八幡浜市大平1番耕地691番1地先から 同市大平1番耕地469番2まで | 平成18年12月5日 |

○愛媛県告示第1727号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁、新居浜市役所及び西条市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画の種類及び名称

東予広域都市計画臨港地区 東予臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分 新居浜市惣開町、磯浦町の各一部、西条市船屋乙、ひうち、朔日市、喜多川、氷見戊、今在家、北条、大新田の各一部

- (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1728号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

四国中央市川之江町字馬場2045番1及び2045番2

2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町2033番地1

有限会社江南不動産

代表取締役 伊藤 清司

3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年12月5日

愛媛県知事 加戸守行

| 申請年月日 | 特定非営利活動法人の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
|-------------|--------------|--------|------------------|--|
| 平成18年11月27日 | 特定非営利活動法人 菊 | 栗林新吾 | 愛媛県松山市祝谷二丁目7番20号 | この法人は、経済的事情または家庭的事情などの様々な個人的事情により進学・就学困難な状況にある青少年等に対し、主に学資等の援助の事業を行うことで進学率の向上と社会有為な人材の育成を図り、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

監 査 公 表

○公表第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年12月5日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光

同 玉井 実 雄

同 竹田 祥 一

同 白石 友 一

| | | | |
|--|---|--|--|
| 選定した特定の事件 | 愛媛県の財産の管理状況について | | |
| 監査の結果に関する報告提出年月日 | 平成18年3月20日 | | |
| 監査対象機関 | 総務部 管理局 総務管理課 | | |
| 監査の結果 | 措 置 の 内 容 | | |
| 総務管理課は、愛媛県の財産の管理を総括する部署であるとの認識に立ち、部局から報告されたものを処理するというのではなく、各部局に積極的に管 | 各部局に対し、財産管理に漏れのないよう通知するとともに、各部からのヒアリング等により把握、指導等を行っていく。 | | |

| | |
|---|---|
| 理させるよう指導しなければならない。現在の法律、条例、規則下でその趣旨からこれが期待されているものと判断される。 | |
| 監 査 対 象 機 関 | 県民環境部 管理局 消防防災安全課 |
| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 |
| 消防防災安全課の通信装置20億円、無線通信柱4千万円、衛星地球局設備35億円、消防庁向け多重通信装置2千万円、潮位リアルタイム観測装置2千6百万円といった重要物品が不動産及び動産の従物として認識され、結果として「財産に関する調書」に記載されていなかった。重要物品として認識した上で「財産に関する調書」に記載されなければならない。 | 指摘のとおり、各装置及び設備については、重要物品として認識し、備品台帳に登載した。 なお、「財産に関する調書」は、18年度中の異動であるので来年度の記載となる。 |
| 監 査 対 象 機 関 | 農業試験場 |
| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 |
| 1 発光分光分析装置およびDNAシーケンサーについて、使用不能の物品を、県の資産として登録し続けていることは問題がある。修理不能と判断した段階で、遅滞なく備品台帳からの抹消手続きを取るべきであった。また処分費用の問題は現物処理の問題なので話が別である。 | 1 発光分光分析装置及びDNAシーケンサーについて、平成18年1月25日及び平成18年2月10日付けで備品台帳からの抹消手続きをとった。 |
| 2 超省力牡蚕飼育装置および自動選繭機について、使用目的が限られた機器であり、仮に使用可能だとしても具体的な使途が無い場合、県の資産として計上し続けることは望ましくない。使用の可否は不明であり今後の使用予定はないということだが、使用予定がないと判断した段階で、遅滞なく備品台帳からの抹消手続きを取るべきであった。また処分費用の問題は現物処理の問題なので話が別である。 | 2 今年度中に備品台帳から抹消する予定である。抹消手続き完了後、処分費用の問題もあるが廃棄処分を検討している。 |
| 3 恒温恒湿槽について、平成9年度に廃棄済みの重要物品を、7年間にわたって備品台帳に登録し続けていた。早急に抹消手続きをするべきである。現物と台帳は一致するべきという資産管理上の原則意識が乏しかったものと思われる。今後は現物と管理台帳との照合を心掛けていただきたい。 | 3 恒温恒湿槽について、平成18年1月6日付けで備品台帳からの抹消手続きをとった。 |

| | |
|--|---|
| 選定した特定の事件 | 愛媛県の公営企業等の消費税及び地方消費税について |
| 監査の結果に関する報告提出年月日 | 平成18年3月20日 |
| 監 査 対 象 機 関 | 公営企業管理局 |
| 監 査 の 結 果 | 措 置 の 内 容 |
| 愛媛県病院事業会計においては、補助金、負担金等 6,352,387,500円全額を用途不特定の特定収入として、原則的方法により調整割合で按分して消費税額を計算している。 しかし、補助金、負担金等のうち明らかに非課税仕入又は不課税支出（特定支出）に充てられるものが 2,405,873千円ある。 収益的収入の負担金のうち、建設改良費負担金（利息）1,184,172千円、基礎年金拠出金負担金 107,070千円及び共済組合追加費用負担金 784,425千円は明らかに不課税又は非課税の支出に充てられたといえる。 また、資本金収入建設改良費負担金（元金）のうち、消費税導入以前の昭和63年以前に発行された企業債の当期償還額に充てられた額は、消費税導入前はそもそも課税という概念がないため、不課税支出に充当されたことになる。 これらは、消費税法基本通達の規定を適用して、補助金等の使途を特定した結果、特定支出のためにのみ使用される収入として特定収入から除外することができるものであり、再計算を行うと16年度において特定収入が 2,405,873千円少なくなり、消費税額が 1,186,831円少なくなる。 17年度以降の消費税の申告にあたっては、16年度と同様の収入及び支出構成となることが予想されるため、納付税額をできるだけ少なくするよう消費税法基本通達の規定を適用して、補助金等の使途を特定する方法の適用を検討されたい。 | 指摘内容を参考に、平成17年度決算においては、特定収入のうち課税支出に充てることが明確なものは特定収入の課税仕入分として、非・不課税支出に充てることが明確なものは特定収入から除外してその旨決算書に記載し、消費税の申告を行った。 今後も、特定収入のうち使途が特定できるものは使途を特定し、消費税納付額を少なくするよう努力していきたい。 |